

公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務名

広島県救急搬送支援システム構築業務（以下「本業務」という。）

(2) 目的

高齢化等により今後も救急搬送件数の増加が見込まれる中、搬送調整の効率化が求められており、「救急搬送の迅速化」や「業務の効率化（業務負担軽減）」などを図るため、救急隊と医療機関が傷病者情報等のデータを連携・活用できる仕組みを構築し、本県の救急医療の質の向上、救急医療体制等に与える効果を検証する。また、本業務の成果を踏まえ、全国展開に向けたシステム仕様書案の策定や課題抽出などを行う。

(3) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和 10 年 9 月 30 日まで

(5) 事業予算額

425,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和 7 年 5 月 26 日（月） 午後 5 時【必着】

(2) 仕様書に対する質問書提出期限

令和 7 年 6 月 17 日（火） 午後 5 時【必着】

(3) 上記（2）に対する回答日等

令和 7 年 6 月 20 日（金）までに、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

ア 提案書提出場所

広島県健康福祉局健康危機管理課

イ 提案書提出期限

令和 7 年 6 月 26 日（木） 午後 5 時【必着】

ウ その他

① 提出した提案書を取り下げの場合は、速やかに「取り下げ願い書」【様式 4】を提出すること。

提案書の提出後、契約締結までの間に参加資格を満たさなくなった場合も同様とする。

なお、取り下げ願い書の提出があった場合にも提出された書類は返却しない。

② 提出期限までに提案書を提出しない者は辞退したものとみなす。

③ 提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。なお、部分的な差替えは認めない。

(5) 提案書に関するプレゼンテーション、ヒアリングの実施方法等

ア 実施日時

令和7年6月30日（月）午後（別に指定する時間）

イ 実施方法

別に指定する場所において、集合形式により審査を行う。

ただし、応募状況によっては、プレゼンテーション、ヒアリングを実施せず書面により審査を実施する場合がある。

- ① 急な通信障害等のリスクを避けて公平な環境で実施するため、オンライン（Zoom等）による審査は想定していない。
- ② 各社持ち時間は、プレゼンテーション30分、質疑応答20分とする。
- ③ 提案書のほか、実機を用いたプレゼンテーションも可とする。

ウ 出席者

公募型プロポーザル参加資格を有している事業者

（6）公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

ア 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

① 公募型プロポーザル参加資格確認申請書	【様式1】
② 会社概要説明書	【様式3】
③ 印鑑証明書	受付日前3か月以内に発行された正本
④ 登記事項証明書	受付日前3か月以内に発行された正本
⑤ 財務諸表	最新決算年度の貸借対照表、損益計算書
⑥ 納税証明書	「県税及び地方法人特別税」（県税事務所（本所・分室）で交付）、消費税及び地方消費税」（税務署で交付）について、滞納・未納がないことを証明する書面（受付日前3か月以内に発行されたものに限る。）ただし、広島県内に事業所等が全くないなどの理由により、広島県に対して納税義務がない場合は、「県税及び地方法人特別税」に係る納税証明書の提出は必要ないものとする。
⑦ 電子データの保存等に関する申出書	【様式5】 個人情報の取扱方法について記載する。

※ 提出部数は1部。

※ なお、令和7年～令和9年物品・委託役務競争入札参加資格者名簿に登録されている場合にあっては、③～⑥の提出は必要ないものとする。

イ 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。

エ 申請書等の提出は、持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

（7）仕様書について

ア 仕様書に対する質問がある場合は、上記「２（２）仕様書等に対する質問書提出期限」までに、「仕様書に対する質問書」【様式２】により、電子メールにて提出すること。

《送付先アドレス》 fukikikan@pref.hiroshima.lg.jp

件名を「広島県救急搬送支援システム構築業務委託仕様書についての質問」とし、送信後、提出先（広島県健康福祉局健康危機管理課）に電話にて着信の確認を行うこと。

《健康危機管理課電話番号》 ０８２－５１３－３０５４（ダイヤルイン）

イ 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ電子メールにより回答する。

（８） 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について

ア 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を電子メールにより通知する。

イ 上記の通知を受けた者は、広島県健康福祉局健康危機管理課に対してその理由説明を求めることができる。

ウ この説明を求める場合は、令和７年７月４日（金）までに、その旨を記載した書類を提出すること。

エ 上記に対する回答は、令和７年７月１０日（木）までに、電子メールにより行う。

（９） 支払条件

各年度の業務完了後の年度払いとする。

（１０） 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

（１１） 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

（１２） 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。

（１３） 提出された提案書について

ア 提出された提案書は、返却しない。

イ 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし、次の場合には、使用することがある。

① 広島県情報公開条例に基づき公開する場合

② 最優秀提案者の提案書を公開する場合

（１４） 提案内容に含まれる特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は公募型プロポーザル参加者が負う。

（１５） 公正なプロポーザルの確保について

ア 公募型プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

イ 公募型プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書を作成しなければならない。

ウ 公募型プロポーザル参加者は提案書に関するプレゼンテーション前に、他の参加者に対して提案書を意図的に開示してはならない。

エ 公募型プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、もしくは取りやめる場合がある。

3 契約事項

- (1) 公募型プロポーザルに関する要領
物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。
- (2) 契約事項に関する規則
広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。
- (3) 契約保証金
公告に定めるとおり
- (4) 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約
適用なし

4 添付書類

- (1) 公告の写し
- (2) 業務委託仕様書
- (3) 業務委託契約書（案）
- (4) 企画提案書作成要領
- (5) 企画提案書評価基準
- (6) 様式類
 - 【様式 1】公募型プロポーザル参加資格確認申請書
 - 【様式 2】仕様書に対する質問書
 - 【様式 3】会社概要説明書
 - 【様式 4】取り下げ願い書
 - 【様式 5】電子データの保存等に関する申出書

【問い合わせ先】

広島県健康福祉局健康危機管理課

担当 柚木、白井

電話 082-513-3054（ダイヤルイン）